

大垣市税条例等の一部改正について

令和4年度税制改正に係る地方税法等の一部改正に伴い、大垣市税条例等の一部改正を行うもの。

1 主な改正内容

(1) 個人市民税関係

① 住宅借入金等特別税額控除の特例 【附則第5条の6の2、附則第32条】

住宅の取得等をして令和4年から令和7年までの間に居住の用に供した所得税の住宅借入金等特別税額控除の適用者について、所得税額から控除しきれなかった額を、所得税の課税総所得金額等の5%（最高9.75万円）の控除限度額の範囲内で、個人市民税額から控除する。

	現行	改正案
居住年	平成26年4月 ～令和3年12月	令和4年～令和7年
控除限度額	所得税の課税総所得金額等の 7%（最高13.65万円）	所得税の課税総所得金額等の 5%（最高9.75万円）

② 上場株式等の配当所得等に係る課税方式

【第26条、第26条の10、附則第21条、附則第27条の2、附則第27条の3】

個人市民税において、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の課税方式を所得税と一致させることとする。

(2) その他

地方税法等の改正により、条項の修正等を行うもの。

2 施行期日

項 目			施行期日
個人市民税関係	1(1)①	住宅借入金等特別税額控除の特例	令和5年1月1日
	1(1)②	上場株式等の配当所得等に係る課税方式	令和6年1月1日